

# 学校いじめ防止基本方針



北海道札幌月寒高等学校

令和7年4月改訂

## 学校いじめ防止基本方針

北海道札幌月寒高等学校

### 1 目的

この「いじめ防止基本方針」は、国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月）に基づき、道の「北海道いじめ防止基本方針」が令和5年3月に改定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための基本的な方針を定めるものである。

いじめは、それを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。本校では、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消を図るため、基本理念、教職員の責務や役割、基本的な方針並びに対策の基本となる事項等を定め、「いじめ防止にかかわる」対策を総合的かつ効果的に推進し、これを地域や保護者に広く周知し、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境を関係者全体でつくることを目的とする。

### 2 いじめとは

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) いじめに対する考え方

ア 「いじめは絶対に許されない」との認識

イ 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識

ウ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

#### (3) いじめの構造

いじめは、加害者と被害者という二者関係だけではなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。

#### (4) いじめの態様

いじめの態様には、次のものなどが考えられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

#### (5) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

○ いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起るものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。

○ いじめは、パワハラやセクハラ、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといったおとなの振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

○ いじめは、加害と被害という二者関係だけではなく、「観衆」や「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

○ いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。そのため、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

○ いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

### 3 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

#### (1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、場合によってはより長期の期間を設定するものとする。

#### (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

### 4 いじめ防止の基本理念及び指導体制・組織的対応

#### (1) 基本理念

本校生徒及び教職員は「いじめは全ての生徒に関係する問題である」という認識を持ち、いじめの防止の基本理念及び指導体制・組織的対応を次のとおりとする。

ア 「いじめは人権侵害であり、絶対に許さない学校をつくる。」

生徒が安心して学習、部活動、行事等に取り組むことができるよう、「男女平等」、

「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成が十分でなければ、いじめは起こり得る。

イ 「全ての教育活動の充実を図り、生徒の自己有用感を高め、予防的な生徒指導の促進に努める。」

　全ての生徒が互いに認め合い、いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。

ウ 「保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。」

　被害生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、石狩教育局等の関係機関と連携して、いじめの問題を克服することを目指す。

エ 「被害生徒の立場に立ち、絶対に守りとおし、加害生徒には毅然と粘り強く指導する。」

　いじめは決して許されないことであるが、どの生徒にも起こり得ることから、いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ち、緊張感を持ち迅速に対応する。

## (2) 校内体制

　いじめを未然に防止し早期に発見するため、「いじめ対策委員会（支援委員会）」を定期的に開催し、校内体制を構築する。

　別紙1 ※日常の指導体制

## (3) 緊急時の組織的な取組

　いじめを認知した場合の組織的な取組を次のとおりとする。

　別紙2 ※緊急時の組織的対応

## 5 いじめの防止

　いじめの問題への対応では、いじめの未然防止として、次のこと取り組む。

### (1) 教育活動の充実

　ア 学習環境の整備及び「個別最適な学び」「協働的な学び」の推進

　イ 規範意識、帰属意識を互いに高める生徒指導

　ウ 進路の実現に向かって、着実に取り組める進路指導

### (2) 特別活動の充実

　ア ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり

　イ ボランティア活動の充実

　ウ 生徒会活動におけるいじめ防止に取り組む活動の推進

### (3) 教育相談の充実

　ア 教育相談体制の整備と定期的な面談の実施

　イ アンケートの定期的実施とその情報の精査と対応

　ウ スクールカウンセラーによる相談体制の充実

### (4) 道徳教育の充実

- ア 人権意識の高揚と豊かな情操の育成
- イ 互いを認め合い、周囲へ気配りが出来る資質の向上
- ウ 保健や安全教育に関する講演会の実施

(5) 情報教育の充実

- ア 教科「情報」やホームルーム等における情報モラル教育の充実
- イ ネットパトロールの定期的実施
- ウ インターネット（スマートフォン等の携帯電話）に関する講習会の実施

(6) 研修の充実

- ア 生徒の情報共有の為の教職員の緊密な連携と「学校いじめ防止基本方針」の共通理解や見直しに係る研修会の定期的な実施
- イ 教職員のいじめに対する正しい認識や生徒に対する言動等、いじめ防止のために向けたスキル及び資質の向上
- ウ スクールカウンセラーや警察、札幌市教護協会等の外部機関との定期的な情報連携

(7) 保護者・地域との連携

- ア いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- イ 学校公開の実施
- ウ 定期的な通信等によるいじめ防止へ向けた啓発

## 6 いじめの早期発見

教職員は、生徒理解を深めるとともに、生徒及び保護者等との信頼関係の構築に努め、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしない。

(1) いじめの発見

- いじめを直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、被害生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。
- ア 被害生徒・加害生徒のサイン ※別紙3
  - イ 教室・家庭でのサイン ※別紙4

(2) 相談体制の整備

- ア 教育相談体制の整備
- イ 面談の定期的実施（生徒及び保護者対象）と情報連携

(3) 定期的調査の実施

- ア いじめアンケートの実施（年2回）
- イ 人間関係アンケートの実施（年2回）
- ウ いじめの積極的な認知を図るための日常的な教育相談や観察

(4) 組織対応と情報の共有 ※別紙2

- ア 報告経路の明示・報告の徹底
- イ 学年会や職員会議等での情報共有

- ウ 要配慮生徒の実態把握と情報共有
- エ 進級時における情報の引継ぎ
- オ 保護者との連携
- カ 関係機関、他校との連携

## 7 いじめへの対応

### (1) 生徒への対応

#### ア いじめを受けた生徒への対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた生徒を守り通し傷ついた心のケアを行う。

- ① いじめを受けた生徒を徹底的に守り通すための継続的な観察・見守り
- ② いじめを受けた生徒へのスクールカウンセラー等による教育相談

#### イ いじめを行った生徒への対応

いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

- ① いじめを行った生徒へのいじめを受けた生徒の気持ちを理解させる指導
- ② いじめを行った生徒や「観衆」、「傍観者」へのいじめの行為について理解させる指導

### (2) 保護者への対応

いじめを受けた生徒の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。

- ① 迅速な保護者への連絡
- ② いじめに対する家庭の役割について保護者間の共通理解を図る機会の設定
- ③ 学校の指導方針・対応についての保護者への丁寧な説明
- ④ 特別な配慮を必要とする保護者へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援

### (3) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。関係機関とは情報交換だけではなく、課題を共有し一体となった対応に努める。

#### ア 石狩教育局との連携 (石狩教育局 高校指導班 011-204-5878)

- ① 関係生徒への支援・指導及び保護者への対応方法の指導・助言
- ② いじめに関する関係機関との連携調整の相談

#### イ 警察との連携 (豊平警察署 生活安全課 011-813-0110 内線 260)

- ① 心身や財産に重大な被害が疑われる場合の相談
- ② 犯罪等の違法行為がある場合の相談

#### ウ 福祉関係との連携 (札幌市児童福祉総合センター 011-622-8630)

- ① 家庭の養育に関する指導・助言
- ② 家庭での生活環境の状況の相談

エ 医療機関との連携 (札幌こころのセンター 011-622-0556)

- ① 精神保健に関する相談 (札幌トロイカ病院、五稜会病院、平松記念病院等)
- ② 精神症状に係る指導・助言

## 8 ネットいじめへの対応

### (1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信したり、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をしたりすることなどである。

### (2) ネットいじめの予防

ア 保護者への通信や講習会による啓発

- ① フィルタリング～有害な情報からの保護
- ② 保護者の見守り～使用状況の確認

イ 校内における情報教育の充実

- ① 「教科・情報」における情報モラル教育の充実

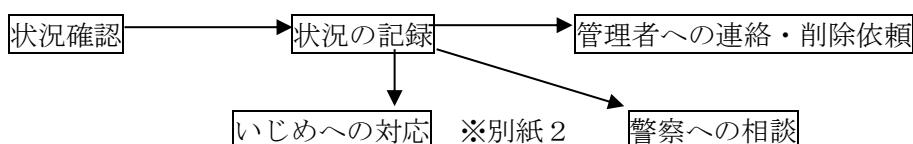
ウ ネット社会についての講話（防犯）の実施

### (3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ① 被害者からの訴えや閲覧者からの情報
- ② ネットパトロールの実施

イ 不当な書き込みへの対処



## 9 重大事態への対処と報告・連絡・相談

### (1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 精神性の疾患を発症した場合
- ③ 身体に重大な障害を負った場合
- ④ 高額な金品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある。

- ① 年間の欠席が30日程度を超えるような場合
- ② 連續した欠席の場合は、状況により判断する。

### (2) 重大事態の発生

いじめられて重大事態に至ったという生徒や保護者からの申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### (3) 報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合は、石狩教育局に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム）と連携を図る。

10 いじめ対策委員会（支援委員会）の設置と役割 ※別紙2

(1) 委員会の設置

いじめ防止等の対策として、校内に専門の委員会を組織する。

【委員長】 教頭

【委 員】 生徒指導部長(1)、各学年主任(3)、養護教諭(2)、教育相談係(1)

特別支援コーディネーター (1)

※必要に応じて、該当担任、該当部顧問、学年生徒指導部、スクールカウンセラー、関係機関の専門家を拡大委員会として参集する場合がある。

(2) 委員会の役割

ア いじめが起きにくい、いじめを許さない環境作りを行う

イ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

ウ いじめの事実関係の把握といじめかどうかの判断を行う役割

エ いじめ解消に至るまでの被害生徒への支援内容や情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する役割

オ いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

カ 個人面談やアンケート、相談内容の集約

キ 専門的な知識を有する関係機関等との連携

11 「学校いじめ防止基本方針」の点検、見直し

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の周知・理解を深める取組

ア 入学式やPTA総会等、各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する。

イ 「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載し、学校内での掲示や学校だより等をとおして、生徒や保護者、地域住民が、内容を容易に確認できるようにする。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」の取組状況の点検の取組

ア 「いじめの問題への取組チェックシート」を活用し、「学校いじめ防止基本方針」が実情に即し適切に機能しているか定期的に点検する。

(3) 「学校いじめ防止基本方針」の見直しの取組

ア 全職員が、いじめの防止等に関する考え方を共有し、生徒や保護者、地域住民、関係機関の参画を得て見直しを進められるように、アンケートの実施や協議の場を設ける。

令和5年6月30日 作成

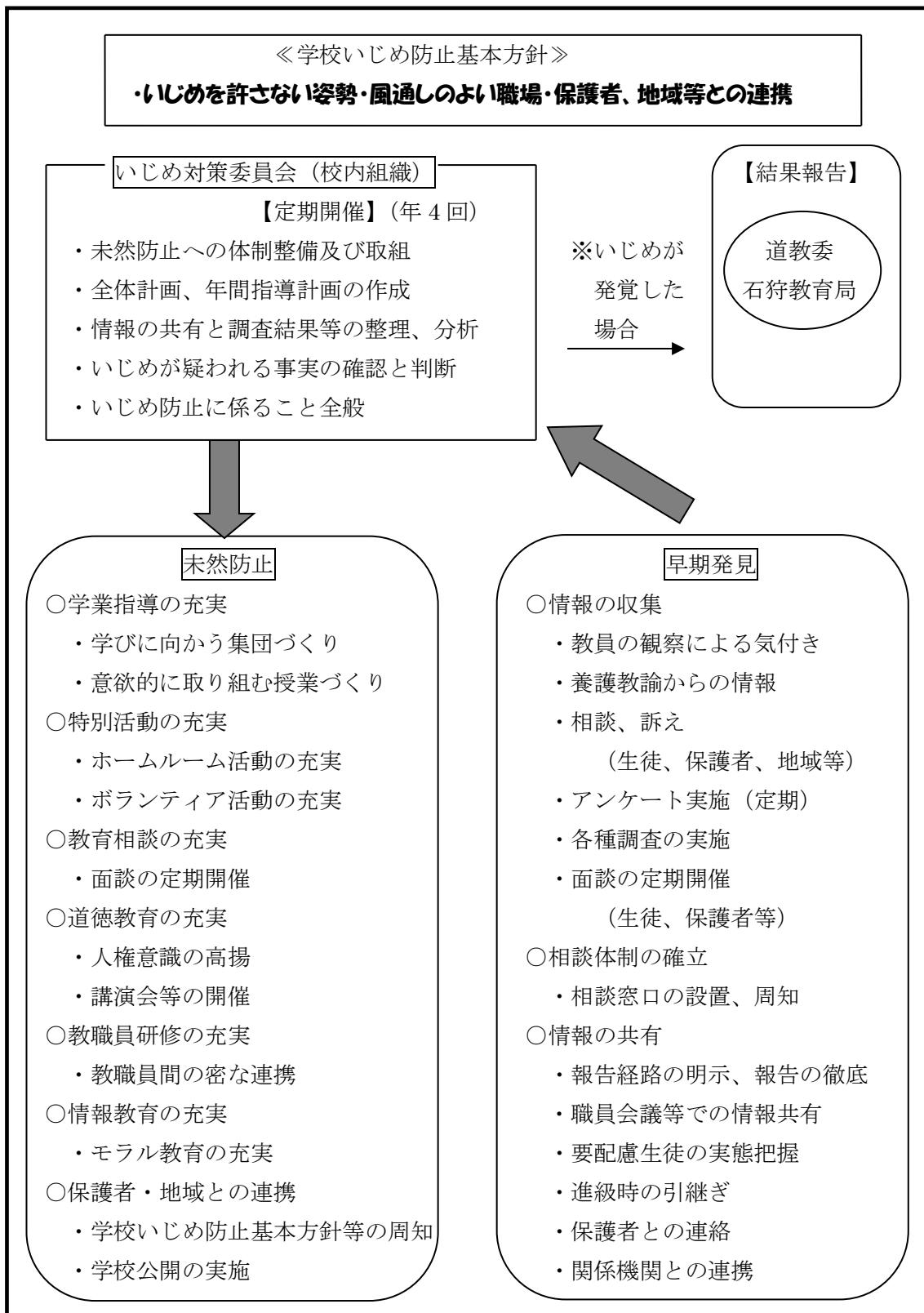
令和5年7月 1日 施行

令和6年4月1日 一部改正

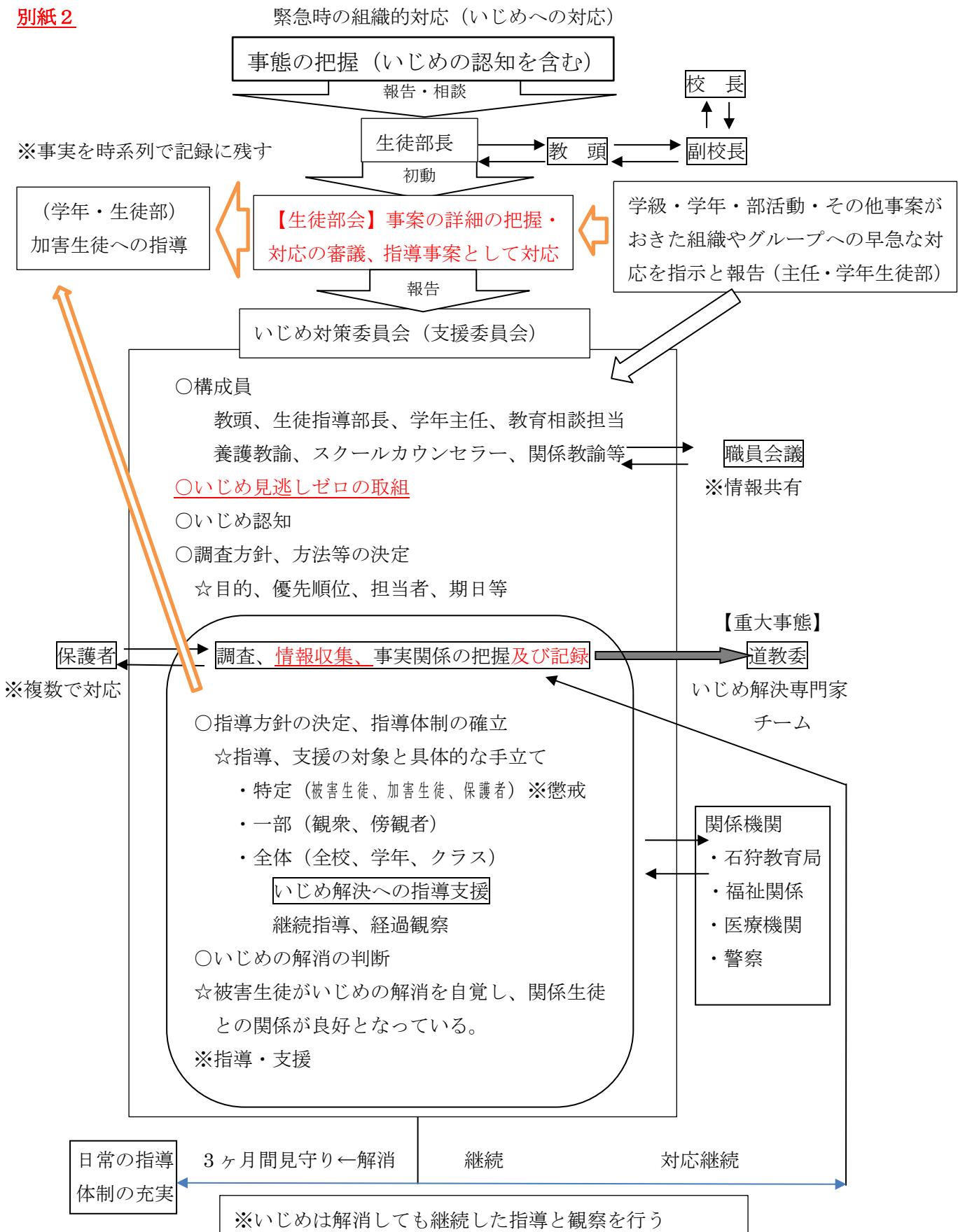
令和7年4月1日 一部改正

## 別紙1

### 日常の指導体制（未然防止・早期発見）



## 別紙2



### 別紙3

#### 1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で様々な機会をおして生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝の SHR	<ul style="list-style-type: none"><li>・遅刻、欠席が増える。その理由を明確に言わない。</li><li>・教員と視線が合わず、うつむいている。</li><li>・体調不良を訴える。</li><li>・提出物を忘れたり、期限に遅れる。</li><li>・担任が教室に入室後、遅れて入室てくる。</li></ul>
授業中	<ul style="list-style-type: none"><li>・保健室、トイレに行くようになる。</li><li>・教材等の忘れ物が目立つ。</li><li>・決められた座席と異なる席に着いている。</li><li>・教科書・ノートに汚れがある。</li><li>・突然個人名が出される。</li></ul>
休み時間等	<ul style="list-style-type: none"><li>・弁当にいたずらをされる。</li><li>・昼食を教室の自分の席で食べない。</li><li>・用のない場所にいることが多い。</li><li>・衣服が汚れていたりしている。</li><li>・一人で清掃している。</li></ul>
放課後等	<ul style="list-style-type: none"><li>・慌てて下校する。または用もないのに学校に残っている。</li><li>・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。</li><li>・一人で部活動の準備、片付けをしている。</li></ul>

#### 2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
<ul style="list-style-type: none"><li>・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。</li><li>・ある生徒だけ、周囲が異常に気を遣っている。</li><li>・教員が近づくと、不自然に分散したりする。</li><li>・自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在がいる。</li></ul>

## 別紙4

### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<ul style="list-style-type: none"><li>嫌なあだ名が聞こえる。</li><li>席替えなどで近くの席になることを嫌がる。</li><li>何か起こると特定の生徒の名前が出る。</li><li>筆記用具等の貸し借りが多い。</li><li>壁等にいたずら、落書きがある。</li><li>机や椅子、教材が乱雑になっている。</li></ul>

### 2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
<ul style="list-style-type: none"><li>学校や友人のことを話さなくなる。</li><li>友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。</li><li>朝、起きてこなかつたり、学校に行きたくないと言つたりする。</li><li>電話に出たがらなかつたり、友人からの誘いを断つたりする。</li><li>受信したメールをこそぞ見たり、電話におびえたりする。</li><li>不審な電話やメールがあつたりする。</li><li>遊ぶ友達が急に変わる。</li><li>部屋に閉じこもつたり、家から出なかつたりする。</li><li>理由のはっきりしない衣服の汚れがある</li><li>理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。</li><li>登校時間になると体調不良を訴える。</li><li>食欲不振・不眠を訴える。</li><li>学習時間が減る。</li><li>成績が下がる。</li><li>持ち物がなくなつたり、壊されたり、落書きされたりする。</li><li>自転車がよくパンクする。</li><li>家庭の品物、金銭がなくなる。</li><li>大きな額の金銭を欲しがる。</li></ul>